

矢部高校生を対象とした下宿先を探しています！

山都町では、矢部高校の魅力向上に向け様々な取り組みを行っています。
その一環として、遠隔地のため矢部高校へ通学できない等の理由により入学を断念している生徒に対し、受け皿として下宿先を探しています。
ぜひ、ご検討いただき、ご協力をお願いいたします。

《ご協力をお願いしたい内容》

- 下宿【食事付き】又は【部屋（家）のみの提供】
※部屋のみの場合、食事（昼・夜）については、町内の食事提供業者が対応できます。



問い合わせ先 生涯学習課 ☎ 72-0443

仲良く交際中
交流会に参加した方々の中から続々とカップルが誕生しています。現在、8組が真剣交際中です♡ゆっくり時間をかけて二人の未来予想図を描いてほしいですね。

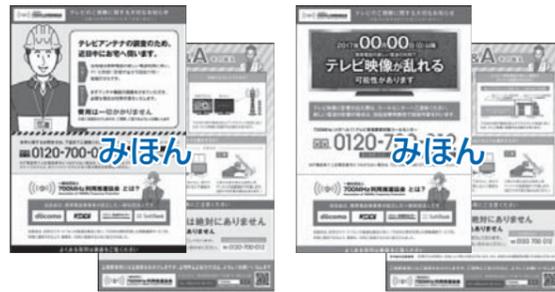
11月交流会紹介
11月11日～12日、毎年恒例の1泊交流会を実施しました。行き先は、山口県下関市の唐戸市場と福岡県の門司港レトロ、海の中道海浜公園です。両日とも晴天に恵まれ、日常から離れた開放感もあり、ランチ・キャンドル作り体験・散策・懇親会と、終日笑顔の絶えない交流会となりました。

YOU & YOU 通信 vol.126

・問い合わせ先
（※秘密は厳守します。お気軽にお電話ください。）
YOU&YOU 事務局（役場 山の都創造課）川邊・吉田
【専用電話】090-9565-9589
【専用アドレス】
marriage.support@town.kumamoto-yamato.lg.jp
【専用アドレス携帯】
you_and_you.@docomo.ne.jp

テレビの視聴に関するお知らせ

平成30年1月25日（予定）より山都町地区一部地域において、携帯電話の新しい電波利用を開始いたします。開始に伴い、テレビ映像に影響が出る恐れのあるご家庭には、12月以降に以下のようなチラシが配布されます。



（チラシみほん）

影響が出た場合は一般社団法人700MHz（メガヘルツ）利用推進協会が回復作業を行いますので、以下のコールセンターまで連絡をお願いいたします。

※回復作業は協会負担にて実施する為、費用は一切発生いたしません。

【お問い合わせ先】

700MHz テレビ受信障害対策コールセンター
電話番号：0120-700-012 または 050-3786-0700
受付時間：午前9時～午後10時（年中無休）

平成30年度固定資産税（償却資産）の申告のお知らせ

【償却資産とは】

法人や個人で、工場や商店、農業などを営んでいる場合、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、減価償却の対象となる土地、家屋以外の事業用資産（構築物・機械・器具・備品など）は償却資産として固定資産税の対象となります。（地方税法第383条により申告が義務付けられています。）

町内に償却資産を所有している人は、多少にかかわらず平成30年1月1日現在の所有資産について申告が必要となります。

ただし、次の資産は固定資産税上、償却資産の対象となりません。

- ・自動車税・軽自動車税の課税客体 ・耐用年数1年未満の資産
- ・取得価額が10万円未満の資産で、法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの（少額償却資産）
- ・取得価額が20万円未満の資産で、法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの（一括償却資産）

※課税対象となる償却資産例

種類	課税対象となる償却資産の例
構築物	広告塔、駐車場舗装、フェンス、ビニールハウスなど
機械および装置	各種製造機械、農業・土木建設等各種産業用機械および装置、機械式駐車設備、太陽光発電設備など
船舶・航空機	遊漁船、漁船、ボート、ヘリコプターなど
車両および運搬具	大型特殊自動車（ホイールクレーン、タイヤローラーなど）
工具・器具および備品	事務用機器（パソコン、複写機など）、エアコン、陳列ケース、応接セット、冷蔵庫、医療機器、理・美容業機器、看板など

【太陽光発電設備を設置された方へ】

家屋の屋根や土地等に設置された太陽光発電設備は、個人の住宅用（非事業用10kw未満）として設置されたものを除き、固定資産税（償却資産）の申告が必要となります。

設置者	10kw以上 （余剰売電・全量売電）	10kw未満 （余剰売電のみ）
個人（住宅用）	余剰売電か全量売電かにかかわらず課税対象（申告が必要）	課税対象外（申告は不要） ※ただし、全量売電は（申告が必要）
個人（事業用） および法人	事業用資産となり、発電出力量、余剰発電、全量発電にかかわらず課税対象となります。（申告が必要）	

※申告書の提出期限 毎年1月末日まで（平成30年1月31日（水）まで）

・申告書の書き方が分からない場合は、役場税務住民課までお問い合わせください。

※申告書提出先・問い合わせ先

税務住民課 ☎ 72-1128

清和支所税務住民係 ☎ 82-2111

蘇陽支所税務住民係 ☎ 83-1111